

# 平成28年度滋賀県計画に関する 事後評価

令和5年11月  
滋賀県

### 3. 事業の実施状況

平成 28 年度滋賀県計画に規定した事業について、令和 4 年度終了時における事業の実施状況を記載

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.1】 医療情報 I C T 化推進事業	【総事業費】 61,156 千円
事業の対象となる区域	大津区域、湖南区域、甲賀区域、東近江区域、湖東区域、湖北区域、湖西区域	
事業の実施主体	滋賀県、特定非営利活動法人滋賀県医療情報連携ネットワーク協議会	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	「団塊の世代」が後期高齢者となる 2025 年に向けて、地域にふさわしいバランスのとれた医療機能と分化を進めるため、急性期患者等の情報を県内医療機関で共有することが必要となっている。	
	登録患者数の増加 H28. 4. 15 現在 9,077 名→ H28 年度末 13,000 名	
事業の内容（当初計画）	平成 26 年 7 月から本格運用を開始している医療情報連携ネットワークシステムの機能強化に係る経費の補助等を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	情報閲覧施設数 143 カ所→250 カ所	
アウトプット指標（達成値）	情報閲覧施設数：173 か所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 登録患者数：19,472 名（H29.7 末） → 71,545 人（R4 末）	
	<p>（1）事業の有効性 医療情報連携ネットワークに予約システム機能を導入することにより、システム利用施設等の利便性が向上し、運営基盤の強化が図れた。</p> <p>（2）事業の効率性 新たに予約システム機能を導入したことにより、利用者間の連携がより進み、地域における医療情報連携を効率的に実施することができた。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.2】 病床機能分化連携事業（口腔管理）	【総事業費】 4,636 千円
事業の対象となる区域	大津区域、湖南区域、甲賀区域、東近江区域、湖東区域、湖北区域、湖西区域	
事業の実施主体	滋賀県（滋賀県歯科医師会）	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	長期療養入院患者等において口腔疾患の治療を含めた口腔機能管理を行うことで、疾患の重症化予防、合併症予防、早期回復、早期退院を図り、急性期（がん周術期）や慢性期等の病床機能と在宅医療の連携を推進することにより病床の機能分化・連携を進める必要がある。	
	2025 年における医療需要に対する必要病床数の確保	
事業の内容（当初計画）	病院内の病棟・外来または退院時支援を行う部署に、歯科医師および歯科衛生士を派遣し、入院患者の口腔機能管理の実施や退院時に在宅医療介護関係者に口腔機能についての情報をつなぎ、在宅療養支援を行うための取組をモデル的に行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 歯科医療職の病院への派遣回数増加（150 回）</li> <li>・ 歯科の無い病院での歯科の取組の普及（80%）</li> </ul>	
アウトプット指標（達成値）	歯科医療職の病院への派遣：139 回 → 27 回（R4）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 2025 年における医療需要に対する必要病床数の確保	
	<p>（1）事業の有効性</p> <p>歯科専門職がいない病院において、入院患者への専門的な口腔ケアを実施し、患者本人はもとより、家族や病院のスタッフに対する口腔ケアの浸透がはかれた。</p> <p>（2）事業の効率性</p> <p>歯科の無い病院スタッフにとって、専門的口腔ケアを、間近で、また実践を通して学ぶ機会はほとんどなかったため、本事業によって、病院における口腔ケアの実践と普及を進めることができた。</p>	
その他		

事業の区分	1. 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.3】 病床機能分化促進事業	【総事業費】 805,324 千円
事業の対象となる区域	大津区域、湖南区域、甲賀区域、東近江区域、湖東区域、湖北区域、湖西区域	
事業の実施主体	滋賀県内病院等	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input checked="" type="checkbox"/> 継続 / <input type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」を図る。	
	2025 年における医療需要に対する必要病床数の確保	
事業の内容（当初計画）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・病床の機能の分化および連携の推進を行うために必要な施設・設備の整備に関する事業に要する経費を一部助成する。</li> <li>・地域で必要とされる医療サービスの提供体制を充実させるため、病院・診療所・歯科診療所等に対し設備整備を行い、さらなる地域医療の推進及び強化を図る。</li> </ul>	
アウトプット指標（当初の目標値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回復期病床整備病院数：5 病院</li> <li>・新たに在宅医療を実施しようとする 在宅療養支援診療所への整備箇所数 4 か所 訪問看護ステーションへの整備箇所数 4 か所</li> <li>・在宅療養支援歯科診療所数 45 か所</li> </ul>	
アウトプット指標（達成値）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・回復期病床整備病院数：1 病院（H27 計画にて実施）</li> <li>・新たに在宅医療を実施しようとする 在宅療養支援診療所への整備箇所数 7 か所（H28）、4 か所（R1）、8 か所（R4） 訪問看護ステーションへの整備箇所数 6 か所（H28）、4 か所（R1）、19 か所（R4）</li> <li>・在宅療養支援歯科診療所数 68 か所（H28）、4 か所（R1）</li> </ul>	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 2025 年における医療需要に対する必要病床数の確保 回復期病床整備数 52 床（急性期→回復期 52 床）（H28） 回復期病床整備数 47 床（急性期→回復期 47 床）（R1）（	
	<p><b>（1）事業の有効性</b></p> <p>入院から在宅療養への移行を推進するための機器整備事業や、回復期病床の整備による病床の機能分化、連携を推進すること</p>	

	ができた。 <b>(2) 事業の効率性</b> 一定の共通認識のもとで施設・設備整備を行い、事務の効率化が図られた。
その他	

事業の区分	2. 居宅等における医療の提供に関する事業	
事業名	【NO.28】 暮らしの看護パワーアップ事業	【総事業費】 450 千円
事業の対象となる区域	大津区域、湖南区域、甲賀区域、東近江区域、湖東区域、湖北区域、湖西区域	
事業の実施主体	滋賀県看護協会	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	医療依存度の高い人の在宅療養の増加が見込まれるなか、地域の特徴に応じた切れ目のない看護サービスが、対象者のニーズに応じて提供できるよう訪問看護ステーションの機能強化を図り、在宅での多様な看護サービスが提供できるよう環境整備を進める必要がある。  看護小規模多機能居宅介護事業所の設置 H27 年度 1 箇所 → H30 年度 各圏域 1 箇所以上（7 圏域）	
事業の内容（当初計画）	訪問看護師の人材確保・育成のため、看護学生からの階層別研修を行うとともに、多様な看護サービスを提供する訪問看護ステーションの機能強化を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	開設セミナー参加事業所の数：2 事業所	
アウトプット指標（達成値）	開設セミナー参加事業所の数：6 事業所	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 看護小規模多機能居宅介護事業所の設置数：5 カ所（H29.7 月末現在）→6 圏域（R4）  （1）事業の有効性 多様なニーズに応じた対応可能な看護サービスが提供できる看護小規模多機能型居宅介護の整備を図ることができた。  （2）事業の効率性 訪問看護ステーション等の事業所や施設の看護職への支援をしている看護協会へ補助することにより、効果的に事業を実施することが出来た。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【NO.39】 滋賀県医学生修学資金等貸与事業	【総事業費】 118,805 千円
事業の対象となる区域	大津区域、湖南区域、甲賀区域、東近江区域、湖東区域、湖北区域、湖西区域	
事業の実施主体	滋賀県	
事業の期間	平成 28 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 <input type="checkbox"/> 継続 / <input checked="" type="checkbox"/> 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	県内医師数（人口 10 万人対）は全国平均より少ないため、医学生修学資金等の貸与事業により、その増加が必要。	
	県内医師数の増加 H26 年度 3,149 人 → R2 年度 3,456 人	
事業の内容（当初計画）	県内病院での勤務を志す医学生・研修医に対し、一定期間以上県内病院で診療業務に従事することを返還免除条件とする修学資金・研修資金を貸与することにより、県内における医師の確保・定着を図る。	
アウトプット指標（当初の目標値）	修学資金等貸付者数：新規 15 人	
アウトプット指標（達成値）	修学資金等貸付者数： H28 新規 11 人、H29 新規 7 人、R1 新規 5 人、R4 新規 15 人	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 県内医師数の増加 H26：3,149 人→H28：3,270 人 →H30：3,386 人	
	<p>（1）事業の有効性 県内における医師の確保・定着を図ることに繋がった。</p> <p>（2）事業の効率性 修学資金等の貸与により、県内の医師の確保・定着を図ることができる。</p>	
その他		